

海外出張に行かれる社員の皆様へ

皆様、海外出張で支払われたホテル代等に課税されている**付加価値税VAT (GST)**は還付することができます。還付手続きのためには、下記の要件を満たすインボイスが必要です。

- ・**英文社名・登記上住所** 他社名(現地法人・旅行会社等)、個人名では還付が受けられません。
- ・**オリジナルインボイス** Copy Invoice, Information等の正式インボイスでないものは認められません。
- ・**日付、税率 / 税額** 明記されていないとなりません。

<ホテルフロントで>



Please provide me with an itemized original invoice made out to **my company's name and address.**
(インボイスに会社の名前と住所を入れてください)



英文社名や住所が記載されている名刺を提示することをお奨めします

<i>London Hotel</i> <u>Invoice</u>	
ABC Corporation 1-1-1, Chuo-ku, Tokyo, Japan	
	6/Mar/03
1/Mar/03 Room	50
2/Mar/03 Room	50
3/Mar/03 Room	50
4/Mar/03 Room	50
5/Mar/03 Room	50
Net	£ 250.00
VAT 17.5%	£ 43.75
Total	£ 293.75